

加古川市住民実態調査等事務取扱要領

平成 25 年 9 月 26 日
市民課長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、加古川市住民実態調査等実施要綱（平成 25 年 9 月 26 日市民部長決定。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実態調査の申出)

第 2 条 要綱第 2 条第 2 号に規定する申出（以下「実態調査の申出」という。）は、住民実態調査申出書（様式第 1 号）により行うものとする。

- 2 実態調査の申出の受付に当たっては、住民基本台帳に関する届出の受付に準じた本人確認を行うものとする。
- 3 不在住に係る実態調査の申出は、調査対象者が不在住となってからおおむね 1 年を経過している場合に限り、受け付けるものとする。ただし、その住居に新たな住民が居住している場合その他調査対象者がその住居に戻らないことが明らかである場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定により実態調査の申出の受付ができない場合において、その申出人の求めがあるときは、住民票の異動届について（様式第 2 号）により届出の指導を行うことができる。

(事前調査等)

第 3 条 調査員は、実態調査を実施するに当たっては、あらかじめ、調査対象者の戸籍謄本及び戸籍の附票を取り寄せ、住民票の記載事項に誤りがないか確認するものとする。

- 2 調査員は、住民実態調査票（様式第 3 号）を作成し、調査した事項を詳細に記録するものとする。

(居住確認通知書)

第 4 条 要綱第 4 条の規定により、本人に対して書面により居住の事実を照会する場合は、居住確認通知書（様式第 4 号）により行うものとする。

(住民の居住状況等に関する照会)

第 5 条 要綱第 4 条の規定により、家屋の所有者又は管理者に対して書面により居住又は契約の状況等を照会する場合は、住民の居住状況等について（様式第 5 号）により行うものとする。

(住民票異動催告書)

第 6 条 要綱第 5 条の規定により、転出又は転居の届出を催告する場合は、住民票異動催告書（様式第 6 号）により行うものとする。

(職権消除等通知書)

第 7 条 政令第 12 条第 4 項前段の規定により、職権で消除又は記載の修正を行った旨の通知をする場合は、職権消除等通知書（様式第 7 号）により行うものとする。

(補則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。